

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年6月8日

【会社名】 レカム株式会社

【英訳名】 RECOMM Co., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 伊藤 秀博

【本店の所在の場所】 東京都千代田区九段北四丁目2番6号

【電話番号】 03 - 5357 - 1411(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理本部長CFO 砥綿 正博

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区九段北四丁目2番6号

【電話番号】 03 - 5357 - 1411(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理本部長CFO 砥綿 正博

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 20,000円
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 128,020,000円
(注) 1. 本募集は、平成29年6月8日開催の当社取締役会決議に基づき、ストックオプションの付与を目的として新株予約権を発行するものであります。
2. 行使価額が調整された場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券】

(1) 【募集の条件】

発行数	20,000個(新株予約権1個につき100株) 上記の数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、発行する新株予約権の総数が減少したときは、その申込みの総数をもって割り当てる新株予約権の総数とする。
発行価額の総額	20,000円
発行価格	本新株予約権1個当たり1円 (新株予約権の目的である株式1株当たり0.01円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成29年6月26日(月)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	レカム株式会社 人事総務部 東京都千代田区九段北四丁目2番6号
払込期日	平成29年6月26日(月)
割当日	平成29年6月26日(月)
払込取扱場所	株式会社りそな銀行 九段支店

(注) 1. 第15回新株予約権証券(以下「本新株予約権」という。)は、平成29年6月8日付の当社取締役会決議にて発行を決議しております。

2. 申込方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることとします。

3. 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

4. 本新株予約権の募集は、ストックオプション付与を目的として行うものであり、当社の競争力のさらなる強化のため、今後の事業拡大において重要な提携先となる株式会社光通信に対して行うものであります。

5. 本募集の対象となる者の概要は、次のとおりであります。

割当対象者の区分	社数	新株予約権の発行数
株式会社光通信	1社	20,000個
合計	1社	20,000個

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社の標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株制度を採用している。
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権の目的である株式の総数は、2,000,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。))は100株とする)。ただし、付与株式数は、下記(注)1の定めにより調整されることがある。
新株予約権の行使時の払込金額	本新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。 行使価額は、1株当たり64円とし、本新株予約権発行後、下記(注)2により調整を受けることがある。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	128,020,000円 (注) 下記(注)2により行使価額が調整された場合には、上記株式の払込金額の総額は増加又は減少する。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記株式の払込金額の総額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 本新株予約権の行使により株式を交付する場合の株式1株の払込金額 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の払込金額は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。 2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めに従い算出される資本金等増加限度額の2分の1に相当する金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合その端数を切り上げる。資本金等増加限度額から資本金増加分を減じた額は、資本準備金に組み入れるものとする。
新株予約権の行使期間	平成29年12月9日から平成39年12月8日までとする。 (注) 平成39年12月8日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 本新株予約権の行使請求の受付場所 レカム株式会社 人事総務部 2. 本新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項なし 3. 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社りそな銀行 九段支店

新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、自平成29年9月期乃至平成31年9月期の各事業年度にかかる当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書において、当社連結子会社であるレカムエナジーパートナー株式会社(以下「REP社」という。)の営業利益の額が、次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、割当を受けた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生じる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。</p> <p>(a) 平成29年9月期の当社連結営業利益を構成するREP社営業利益が300万円以上の場合 新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の25%</p> <p>(b) 平成30年9月期の当社連結営業利益を構成するREP社営業利益が500万円以上の場合 新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の25%</p> <p>(c) 平成31年9月期の当社連結営業利益を構成するREP社営業利益が700万円以上の場合 新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の50%</p> <p>本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。</p> <p>2. 当社は、本新株予約権者が別記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により権利行使の条件を欠くこととなった場合又は本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合は、当該新株予約権を無償で取得する。</p> <p>3. 当社は、取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得する。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によりその取得する本新株予約権の一部を定める。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、会社分割、株式交換及び株式移転(以下総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p>

	<p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、別記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて目的となる株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、別記「新株予約権の行使時の払込金額」に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 別記「新株予約権の行使期間」の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、別記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使の条件 別記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p> <p>(7) 新株予約権の取得事由及び取得条件 別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。</p> <p>(8) 新株予約権の譲渡制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。</p> <p>(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p> <p>(10) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。</p>
--	---

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数の調整

割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割又は併合の比率

また、当社が他社と合併を行う場合、又は当社が会社分割を行う場合で、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で目的となる株式の数の調整を行うことができるものとする。

2. 行使価額の調整

- (1) 割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

- (2) 当社が、時価を下回る価額で新株式の発行(本新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。)を行う場合、又は、当社が時価を下回る価格で自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、それぞれ読み替えるものとする。

- (3) 当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併又は会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 新株予約権証券の発行

新株予約権証券は発行しない。

4. 新株予約権の行使の方法

本新株予約権者は、当社の指定する請求書に行使に係る本新株予約権の内容及び数並びに本新株予約権を行使する日等の必要事項を記載して当社に提出し、かつ、行使価額に新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額を支払わなければならない。

5. 1株未満の端数の取扱い

本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

6. 租税公課

本新株予約権者は、本新株予約権の行使により課せられる一切の租税公課を自己の負担と責任において納付するものとする。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
128,020,000	3,500,000	124,520,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額です。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の内訳は、新株予約権等算定評価報酬費用1,000,000円、株式事務手数料・変更登記費用等1,500,000円、弁護士費用等1,000,000円を予定しております。なお、発行諸費用の概算額は、想定される最大の金額であり、本新株予約権の行使が行われなかった場合、上記登記関連費用、株式事務手数料は減少します。
4. 行使価額が調整された場合には、払込金額の総額及び発行諸費用の概算額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び発行諸費用の概算額は減少します。

(2) 【手取金の使途】

今回の募集は、割当予定先企業からREP社への営業支援の意欲を高めること及び割当予定先子会社と当社会社との記帳代行サービスに関する業務提携を締結することを目的としたものであり、資金調達を主たる目的としておりません。

また、本新株予約権の行使による資金の払込は、本新株予約権の割当を受けた者の判断によるため、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難であります。したがって、行使による手取金は、運転資金に充当する予定ですが、具体的な使途及び金額については、払込のなされた時点の状況に応じて決定いたします。

なお、上記調達資金は、具体的な支出が発生するまでは安全性の高い預金又は金融商品等で運用する方針であります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

新株予約権の発行について

当社は、平成29年6月8日開催の取締役会において、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項」に記載の株式会社光通信を割当予定先とする本第三者割当増資を決議いたしました。

なお、新株予約権の行使による発行株式数は最大で2,000,000株(議決権数20,000個)であり、平成29年5月31日現在の当社発行済株式総数58,448,400株(議決権数584,354個)に対して、最大で3.4%(議決権数に対する割合3.4%)の割合による希薄化が生じます。

また、当社は、平成28年2月12日開催の取締役会決議により、第三者割当の方法によりOakキャピタル株式会社に対して第14回新株予約権を発行しており、当該新株予約権には払込期日から2年間について先買権が設定されておりますが、当社とOakキャピタル株式会社との間で本件新規新株予約権については先買権の対象外とする旨を書面により合意しております。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】(平成29年3月31日現在)

a. 割当予定先の概要

名称	株式会社光通信
本店の所在地	東京都豊島区西池袋一丁目4番10号
直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 第29期事業年度(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日) 平成28年6月30日 関東財務局に提出 四半期報告書 第30期第1四半期(自平成28年4月1日 至平成28年6月30日) 平成28年8月15日 関東財務局に提出 第30期第2四半期(自平成28年7月1日 至平成28年9月30日) 平成28年11月14日 関東財務局に提出 第30期第3四半期(自平成28年10月1日 至平成28年12月31日) 平成29年2月14日 関東財務局に提出

b. 提出者と割当予定先の関係

出資関係	当社普通株式216,600株(当社の総議決権の数に対する割合0.37%)保有しております。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術または取引関係	レカムエナジーパートナー株式会社を合併会社として設立しております。

c. 割当予定先の選定理由

当社は、連結子会社であるREP社を株式会社光通信との合併により設立し、電力小売事業に進出しております。REP社は設立して1年足らずですので、同社収益を短期間のうちに向上させ、且つ当社の中期経営計画におけるREP社の業績目標を達成していくためには、割当予定先に対してREP社の業績達成インセンティブを付与し、REP社への支援意欲及び士気をより一層向上させることが有効であると判断いたしました。今回の割当予定先である株式会社光通信は、中小企業等への訪問販売や、コールセンターを使ったテレマーケティングに強みを持つ会社であり、今後の当社の事業拡大において重要な提携先であります。

さらには、株式会社光通信の子会社である株式会社アクセルにおいて経理帳票等の記帳代行サービスの営業活動を行っておりますが、株式会社アクセルが提供する記帳代行サービスの業務処理をレカムBPO株式会社が優先的に請け負うという業務提携の申し出を行い、レカムBPO株式会社と株式会社アクセル間で合意に至りましたので、株式会社光通信に新株予約権を割り当てることを決定いたしました。

d. 割り当てようとする株式の数

株式会社光通信 2,000,000株

(注) 割り当てられる新株予約権の目的である株式の数を記載しております。

e. 株券等の保有方針

当社と割当予定先との間で継続保有及び預託に関する取り決めはありません。なお、本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

f．払込みに要する資金等の状況

当社は、株式会社光通信について、同社の第29期有価証券報告書(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)に基づき経営成績及び財政状態を確認しております。

以上により、同社の資金等の状況については、当社への払込日時点において要する資金については特段問題がなく、本新株予約権の発行についての払込みに関して確実性があるものと判断しております。

g．割当予定先の実態

割当予定先である株式会社光通信は、東京証券取引所市場第一部に上場しております。また、当社が東京証券取引所に提出した平成28年12月26日付「コーポレート・ガバナンス報告書」のうち、「内部統制システム等に関する事項」において公表されている同社の反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況の内容、当社所定の反社会的勢力との関わりについての審査結果等により、当社並びに同社の役員及び主要株主が反社会的勢力である事実、反社会的勢力等が同社の経営に関与している事実、当社並びに同社の役員及び主要株主が資金提供その他の行為を行うことを通じて反社会的勢力等の維持、運営に協力若しくは関与している事実、並びに、当社並びに同社の役員及び主要株主が意図して反社会的勢力等と交流を持っている事実は一切ないと判断しております。

2 【株券等の譲渡制限】

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要します。

3 【発行条件に関する事項】

a．発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本新株予約権1個当たりの発行価額は1円とすることといたしました。

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の算定を第三者算定機関である株式会社Stewart McLaren(住所：東京都港区東麻布一丁目15番6号)に依頼しました。当該算定機関は、価格算定に使用する算定手法の決定に当たって、境界条件から解析的に解を求めるブラック・ショールズ方程式や有限差分法を用いた格子モデルといった他の算定手法との比較及び検討を実施したうえで、発行要項に定められた本新株予約権の行使の条件(業績条件)を適切に算定結果に反映できる算定手法として、一般的な算定手法のうち汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて本新株予約権の算定を実施しました。

汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法は、新株予約権の原資産である株式の価格が汎用ブラック・ショールズ方程式で定義されている確率過程で変動すると仮定し、その確率過程に含まれる標準正規乱数を繰り返し発生させると同時に、将来の業績の確率分布を基に異なる標準正規乱数を繰り返し発生させ、本新株予約権の行使の条件である業績条件の達成確率を算出し、その結果を考慮した将来の株式の価格経路を任意の試行回数分得ることで、それぞれの経路上での本新株予約権権利行使から発生するペイオフの現在価値を求め、これらの平均値から理論的な価格を得る手法であります。

当該算定機関は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議の前取引日の株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」という。)における当社終値64円/株、株価変動率78.92%(年率)、配当利率1.56%(年率)、安全資産利子率0.07%(年率)や本新株予約権の発行要項に定められた条件(行使価額64円/株、満期までの期間10.51年、行使の条件)に基づいて、一般的な価格算定モデルである汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて、本新株予約権の算定を実施しました。

本新株予約権の発行価額の決定に当たっては、当該算定機関が算定に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、本新株予約権の価格の算定を一般的に用いられている算定手法を用いて行っていることから、当該算定機関の算定結果を参考に、当社においても検討した結果、本件払込金額と本件算定価額は同額であり、特に有利な金額には該当しないと判断したことから決定したものであります。

また、本新株予約権の行使価額は、既存株主の皆様と与える影響等を考慮したうえで、割当予定先と協議・交渉した結果、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の直前営業日の終値を行使価額とすることで合意がなされ、64円を行使価額としております。

上記の通り、本新株予約権の発行価額及び行使価額は、適正かつ妥当な価額であり、特に有利な金額には該当しないと判断しております。この判断に基づいて、当社取締役会は、本新株予約権の発行条件について十分な討議、検討を行った結果、出席取締役全員の賛成により、本新株予約権の発行につき決議いたしました。

なお、平成29年6月8日開催の取締役会に出席した監査等委員である取締役4名(うち社外取締役3名)からは、株式会社Stewart McLarenは当社と顧問契約関係がなく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、株式会社Stewart McLarenは割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、株式会社Stewart McLarenによる本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関して株式会社Stewart McLarenから説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断でき、当社株式の株価の推移、市場全体の環境、事業状況等を勘案しても、当該発行価額が、上記算定根拠を含めて割当予定先に特に有利でなく、本新株予約権の発行は有利発行には該当せず適法である旨の意見をいただいております。

b．発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権がすべて行使された場合に増加する株式数は、2,000,000株(議決権20,000個)であり、当社の平成29年5月31日現在の発行済株式数58,448,400株(総議決権個数584,354個)に対して3.4%(総議決権に対する割合3.4%)の希薄化が生じます。

しかしながら、本新株予約権の発行は、中長期的な当社グループの企業価値向上及び業績拡大を図るために、重要な提携先である付与対象者との関係を強化することを目的として付与するものであり、中長期的には株主の皆様への利益の向上につながるものと判断しております。

したがって、本新株予約権の行使により一時的な株式の希薄化は生じるものの、その効果を鑑み、本新株予約権の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的な範囲内であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議決 権の割合(%)	割当後の 所有株式数(株)	割当後の総議決権 数に対する所有議 決権の割合(%)
伊藤 秀博	東京都練馬区	4,000,000	6.85	4,000,000	6.62
株式会社 光通信	東京都豊島区西池袋1丁目 4番10号	216,600	0.37	2,216,600	3.67
楽天証券 株式会社	東京都世田谷区玉川1丁目 14番1号	1,830,300	3.13	1,830,300	3.03
江平 文茂	埼玉県志木市	1,276,200	2.18	1,276,200	2.11
日本証券金融 株式会社	東京都中央区日本橋茅場町 1丁目2番10号	893,200	1.53	893,200	1.48
蒲沢 公命	宮城県仙台市若林区	889,600	1.52	889,600	1.47
協和青果 株式会社	埼玉県越谷市新川町 68-5	800,000	1.37	800,000	1.32
竹山 中三	静岡県浜松市南区	800,000	1.37	800,000	1.32
亀山 与一	栃木県佐野市	708,000	1.21	708,000	1.17
有限会社 ヤマザキ	青森県弘前市上鞆師町 11番地1	668,300	1.14	668,300	1.11
計		12,082,200	20.68	14,082,200	23.30

- (注) 1. 所有株式数及び総議決権に対する所有議決権数の割合は、平成29年3月31日時点の株主名簿をもとに作成しております。
2. 平成29年3月31日の発行済株式総数は58,448,400株、発行済株式に係る議決権の総数は584,354個であります。
3. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成29年6月7日現在の発行済株式に係る議決権の総数(584,354個)に株式会社光通信に割当てる本新株予約権の目的となる株式の数2,000,000株(議決権数20,000個)を加えた議決権数604,354個を基準に算定しております。
4. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の第23期有価証券報告書及び四半期報告書(第24期第2四半期)(以下、「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないものと判断しております。

2. 臨時報告書の提出について

組込情報である第23期有価証券報告書の提出日(平成28年12月20日)以降、本有価証券届出書提出日までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

(平成28年12月22日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、平成28年12月20日開催の第23期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年12月20日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金1円 総額57,666,100円

効力発生日

平成28年12月21日

第2号議案 定款一部変更の件

事業会社から持株会社へ経営組織を変更するため、第3号議案が承認可決されることを条件として、現行定款第2条(目的)の変更を行う。

平成29年2月1日に効力が発生する旨の附則を設ける。

第3号議案 新設分割計画承認の件

当社が持株会社体制に移行するにあたり、当社が情報通信事業に関して有する権利義務を新設分割により設立する「レカムジャパン株式会社」に承継させる。

第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)2名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、伊藤秀博、砥綿正博の各氏を選任する。

第5号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役として、古賀真氏を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案	219,673	1,626	0	(注) 1	可決 96.86
第2号議案	219,646	1,653	0	(注) 2	可決 96.85
第3号議案	218,479	2,820	0	(注) 2	可決 96.33
第4号議案					
伊藤 秀博	219,472	1,827	0	(注) 3	可決 96.77
砥綿 正博	218,995	2,304	0		可決 96.56
第5号議案	219,477	1,822	0	(注) 3	可決 96.77

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決または否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

3. 資本金の増減について

組込情報である第23期有価証券報告書の提出日(平成28年12月20日)以降、本有価証券届出書提出日までの間における資本金の増減は以下のとおりであります。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額(千円)	資本準備金 残高(千円)
平成28年12月20日～ 平成29年6月7日	769,300	58,448,400	25,283	957,802	25,283	757,802

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第23期)	自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日	平成28年12月20日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第24期第2四半期)	自 平成29年1月1日 至 平成29年3月31日	平成29年5月15日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年12月20日

レカム株式会社
取締役会 御中

清陽監査法人

指定社員 公認会計士 杉山 一雄 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 石倉 郁男 印
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているレカム株式会社の平成27年10月1日から平成28年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レカム株式会社及び連結子会社の平成28年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、レカム株式会社の平成28年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、レカム株式会社が平成28年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年12月20日

レカム株式会社
取締役会 御中

清陽監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 杉山 一雄 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 石倉 郁男 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているレカム株式会社の平成27年10月1日から平成28年9月30日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レカム株式会社の平成28年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成28年11月30日開催の取締役会において、新設分割により持株会社体制に移行することを決議し、平成28年12月20日開催の定時株主総会において承認された。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年 5 月15日

レカム株式会社
取締役会 御中

清陽監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 杉 山 一 雄 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 石 倉 郁 男 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているレカム株式会社の平成28年10月1日から平成29年9月30日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成29年1月1日から平成29年3月31日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成28年10月1日から平成29年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、レカム株式会社及び連結子会社の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。